大阪府ふぐ処理登録者の規制に関する条例の一部改正案について（概要）

１　条例改正の趣旨

　現在、大阪府においては、大阪府ふぐ処理登録者の規制に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、府内で業としてふぐ処理に従事しようとする者に知事への登録を義務付け、登録を受けた者（ふぐ処理登録者）に限ってふぐ処理を行うことを認めています。

　また、その登録については、知事が実施する講習会を修了した者及び講習会を修了した者と同等以上の知識と技術を有すると知事が認める者の登録を可能としています。

　今般、厚生労働省から「ふぐ処理者の認定基準について」（令和元年生食発1031第6号）及び「ふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針（ガイドライン）について」（令和 2 年生食発0501第10号）が発出され、これまで各自治体が独自に条例や要綱等で定めていたふぐ処理者の認定基準等について全国的に平準化を図ることになり、ふぐ処理者の認定に必要な知識及び技術については、試験により確認することとされました。

以上のことを踏まえ、ふぐ処理者の認定等について試験制度の創設など必要な事項を規定するため、条例を改正するものです。

２　条例改正の内容

1. 試験制度の創設と試験の受験要件について

・　新たに厚生労働省の認定基準に適合する試験制度を設け、天災等によりやむを得ず試験を実施できない場合を除き、毎年度1回以上、知事がふぐ処理試験を実施します。

　・　受験要件の欠格事由として、満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了していない者、過去にふぐ処理登録者の登録を取り消されてから３年が経過していない者及び他の都道府県等においてふぐ処理についての認定等を取り消されその取消しの日から３年を経過していない者を規定します。

・　試験の実施にあたり、試験に関して不正の行為があった場合の無効化措置について規定します。

1. ふぐ処理登録者の登録要件について

　ふぐ処理試験に合格した者及び他の都道府県知事等が実施する厚生労働省の認定基準に適合する認定要件に基づいた試験を受験し、ふぐの処理に必要な知識及び技術等を有すると認められた者（ふぐ処理試験に合格した者と同等以上の知識及び技術を有すると知事が認める者）であって、満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者の登録を可能とします。

登録要件の変更に伴い、既に知事が実施したふぐ処理講習会の修了者等に対し、令和4年9月30日まで改正前の条例の規定による登録を可能とします。

1. 指定ふぐ処理講習会に係る項目の削除

　　　ふぐ処理試験制度の創設にあたり、削除します。

1. 登録の取消し要件の追加

　現在の条例第12条では、ふぐ処理登録者の遵守事項に違反した場合において、登録の取消しを規定しています。

今回の改正では、前記要件に加えて、

・偽りその他不正の手段により登録を受けた者

・ふぐ処理登録者の登録要件に該当しなくなった場合

・他の都道府県知事等から受けたふぐ処理についての認定を取り消された場合

　　においても、知事が登録を取り消すことができるものとします。

1. 既存ふぐ処理登録者について

・　既に条例に基づく知事の登録を受けたふぐ処理登録者については、府内であれば、従前のとおりふぐ処理を行うことを可能とします。

・　既存のふぐ処理登録者が、新たに改正後のふぐ処理登録者の登録申請を実施し、知事が新たに登録者証を交付する場合、旧条例に基づく登録を取り消し、当該登録証は返納するものとします。

３　施行期日

　　令和４年４月１日（予定）

４　意見受付期間

　　令和３年12月24日から令和４年１月24日

５　結果公表予定日

　　令和４年１月末（予定）